

労基法のポイント

『賃金、労働時間、労基法のポイントをおさえて
適切なアドバイスをする方法』2011
7

なかなか是正できない長時間労働や、それに関する賃金の支払いの考え方。社長のローカルルールで進むほど危険なものはありません。労働局にはマニアックな質問も寄せられるそうですが、その中でも私たちに有用な情報をご提供していただけることになりました。

相談でお悩みの方や、基本部分を押さえたい方にオススメの内容となっております。

2011年7月 午前の部 Contents

◆開催日時 : 2011年7月9日(土) 10:00~12:30 ※9時30分より受付開始

◆テーマ : 『賃金、労働時間、労基法のポイントをおさえて
適切なアドバイスをする方法』

◆講師 : おおの社労士事務所 代表 大野 ゆかり 先生
<http://www.oono-sr.com/>



◆会場 : 渋谷区 文化総合センター大和田
2階 区民学習室
渋谷区桜丘町 23番 21号 Phone 03-3464-3251

◆受講料 : 3,000円
(午前、午後の連続受講は5,000円です)

※ 事前の振込みをお願いします

口座名 (有)労務管理研究所

- ・ みずほ銀行 成城支店 普 1580646
- ・ 三井住友 新宿西口 普 6789506
- ・ 三菱東京UFJ 代々木上原 普 0323040

◆お申込 : 2011年7月6日までをお願いします。

Phone 03-3372-6106

Fax 03-3320-7352

Email souma_juku@sr-ajimusho.co.jp

出欠フォーム <http://goo.gl/0BP2D>



■次回開催予定

次回開催は9月を予定しています。

8月は夏休みです！

ゆっくり静養しましょう。

お問い合わせは、社会保険労務士法人 相事務所まで！